

## 町税等の納付に、便利で確実な口座振替をオススメします！

### 口座振替対象金融機関

・沖縄県農業協同組合(JA) ・沖縄海邦銀行 ・ゆうちょ銀行 ・琉球銀行 ・沖縄県労働金庫 ・沖縄銀行 ・コザ信用金庫

### 必要なもの(金融機関窓口で申請時)

・通帳 ・通帳印鑑(銀行届出印) ・納税通知書 ・口座振替依頼書

※口座振替依頼書は町内の金融機関・西原町役場各課窓口にて配布しています。

### 必要なもの(西原町役場窓口で申請時)

・口座振替を希望する口座の  
キャッシュカード(印鑑は不要です)

※各課窓口にて身分証明書の提示をお願いします。

### 注意事項

※口座振替日の前日までに振替口座の残高確認をお願いします。  
※納付期限が過ぎている納期分の口座振替はできませんので  
ご注意ください。



## 令和8年度 町税等納期限(口座振替日) 一覧表

種目	納期限(口座振替日)								
	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	第5期分	第6期分	第7期分	第8期分	第9期分
町県民税	6月30日 (火)	8月31日 (月)	11月2日 (月)	2月1日 (月)					
固定資産税	4月30日 (木)	7月31日 (金)	12月25日 (金)	3月1日 (月)					
軽自動車税	6月1日 (月)								
後期高齢者 医療保険料 国民健康 保険料	納付書納期限 ⇒ 7月～翌年2月の毎月末日 口座振替日 ⇒ 7月～翌年2月の毎月25日 ※金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。								
介護保険料	納付書納期限 または 口座振替日 ⇒ 7月～翌年3月の毎月末日 ※金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。								

種目	納期限											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
保育所 保育料	4月20日 (月)	5月11日 (月)	6月10日 (水)	7月10日 (金)	8月10日 (月)	9月10日 (木)	10月13日 (火)	11月10日 (火)	12月10日 (木)	1月12日 (火)	2月10日 (水)	3月10日 (水)

種目	納期限・口座振替日											
	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分
水道料金	4月20日 (月)	5月20日 (水)	6月22日 (月)	7月21日 (火)	8月20日 (木)	9月24日 (木)	10月20日 (火)	11月20日 (金)	12月21日 (月)	1月20日 (水)	2月22日 (月)	3月23日 (火)
	2月分再振替	3月分再振替	4月分再振替	5月分再振替	6月分再振替	7月分再振替	8月分再振替	9月分再振替	10月分再振替	11月分再振替	12月分再振替	1月分再振替
	4月15日 (水)	5月15日 (金)	6月15日 (月)	7月15日 (水)	8月17日 (月)	9月15日 (火)	10月15日 (木)	11月16日 (月)	12月15日 (火)	1月15日 (金)	2月15日 (月)	3月15日 (月)

※介護保険料においては、残高不足等で引き落としができなかった場合は、末日に再振替となります。

### 西原町給水装置指定店(第278号)

- 水道管取替工事(水圧が弱い、サビ水が出る、漏水等)
- 貯水タンク清掃
- 水廻りリフォーム(トイレ、キッチン、浴室等)
- 給湯設備工事(石油ボイラー、エコキュート等)
- タイル工事(玄関、トイレ、浴室)
- 大工工事(床張替え、クロス貼替え)
- 塗装・防水・ひび割れ補修

お見積り  
無料!!



**サンリフォーム沖縄**  
西原町字内間111-2 TEL.882-9155  
☎0120-882-916

## スマホから簡単にどこでも・手軽にWeb口座振替受付サービスが始まります

### Web口座振替受付サービスとは

- ・パソコン、スマートフォン、タブレット端末等からインターネットを利用して口座振替の申込みができるサービスです。
- ・役場や金融機関の窓口に出向く必要がなく、「口座振替依頼書」への記入や届出印も不要です。

納め忘れがなく  
安心です。  
申込はQRコードより!

### 申込み可能な金融機関

- ・沖縄銀行 ・沖縄県農業協同組合(JA)
- ・琉球銀行 ・沖縄海邦銀行 ・コザ信用金庫

### 用意するもの

- ・口座情報が分かるもの  
(通帳・キャッシュカード等:個人の普通預金口座)
- ※法人・個人事業主は銀行で受付可否を判断しています。
- ・納税(納入)通知書または納付書  
(科目により確認番号の入力が必要)

※上下水道料金はお客様番号がわかるもの(領収書、水道使用量のお知らせ等)

対象税目	お問い合わせ先
町県民税(住民税)	税務課 :098-945-4729
固定資産税	
軽自動車税	健康保険課 :098-911-9163
国民健康保険税	
後期高齢者医療保険料	こども課 :098-945-5311
保育料	
給食費	教育総務課 :098-945-5039
上下水道料金	上下水道課 :098-945-4934



詳しくは、ホームページよりご確認ください▶

## 国民年金保険料の免除・猶予をお忘れなく!

### 国民年金保険料の「産前産後期間」免除制度のご案内

出産前後、国民年金保険料の納付が免除される制度があります。この期間は「保険料を全額納めたもの」として将来の年金額に反映されます。

### 対象となる方

国民年金第1号被保険者(自営業・フリーランス・学生など)で、平成31年2月1日以降に出産された、または出産を控えている方  
※妊娠85日以上の出産(死産・流産・早産を含む)が対象です。

### 免除される期間

- ・1人妊娠の場合: 出産予定月(または出産月)の前月から4か月間
- ・双子以上の場合: 出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月間

**届出のタイミング** 出産予定日の6か月前から手続きが可能です。 ※出産後さかのぼっての手続きも可能です。

### 手続きに必要なもの

1. 届書(西原町役場または年金事務所にあります)
2. 母子健康手帳(出産後の場合は不要です) ※代理人が手続きする場合は「委任状」が必要です。

### 国民年金の保険料の納付が困難な学生のみなさんへ

学生納付特例制度は、学生の方が保険料の納付が猶予される制度です。申請には、ご本人の前年所得目安が条件です。

**所得の目安** 128万円+(扶養親族数×38万円)で計算した額以下である場合。

### 対象者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年所得が基準以下または失業等の理由がある方。(学生納付特例対象校と検索することで自身が申請可能か調べることが可能です)

### 必要な書類

学生証または在学証明書  
※代理人が申請する場合は、同世帯であれば代理人の身分証明書、別世帯であれば委任状が必要です。  
※学生納付特例期間は、年金の受給資格期間に含まれます。ただし、年金額の計算には反映されません。10年以内であれば猶予を受けた期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

受付・お問い合わせ: 町民課 住民年金係 TEL:098-945-5012  
浦添年金事務所 国民年金課 TEL:098-877-0343